

町田市手話言語条例

前文を入れる予定

(目的)

第 1 条 この条例は、手話は独自の体系を持つ言語であるという認識の下、手話に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、もって全ての市民が互いを尊重し、共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 手話に関する施策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 手話を必要とする者が手話を習得し、及び手話で学ぶ権利を尊重すること。
- (2) 手話を必要とする者が意思疎通を図るための支援を利用する機会が確保されること。
- (3) 市民が手話を学ぶ機会が確保されること。
- (4) 手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。）を次世代へ継承すること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

(事業者の役割)

(施策の推進)

(委任)

附 則

この条例は、令和 10 年 9 月 23 日から施行する。